

## 第1回 木の文化を具体化する推進委員会 次第

日時 平成23年10月12日(水)

午前10:00～正午

場所 京都商工会議所(第2会議室)

1. あいさつ
2. 委員長, 副委員長の選出
3. 木の文化を具体化する取組の進ちょく状況について
4. 地域産材ストック情報システムの検討状況について
5. 京の森づくり山づくりについて
6. その他

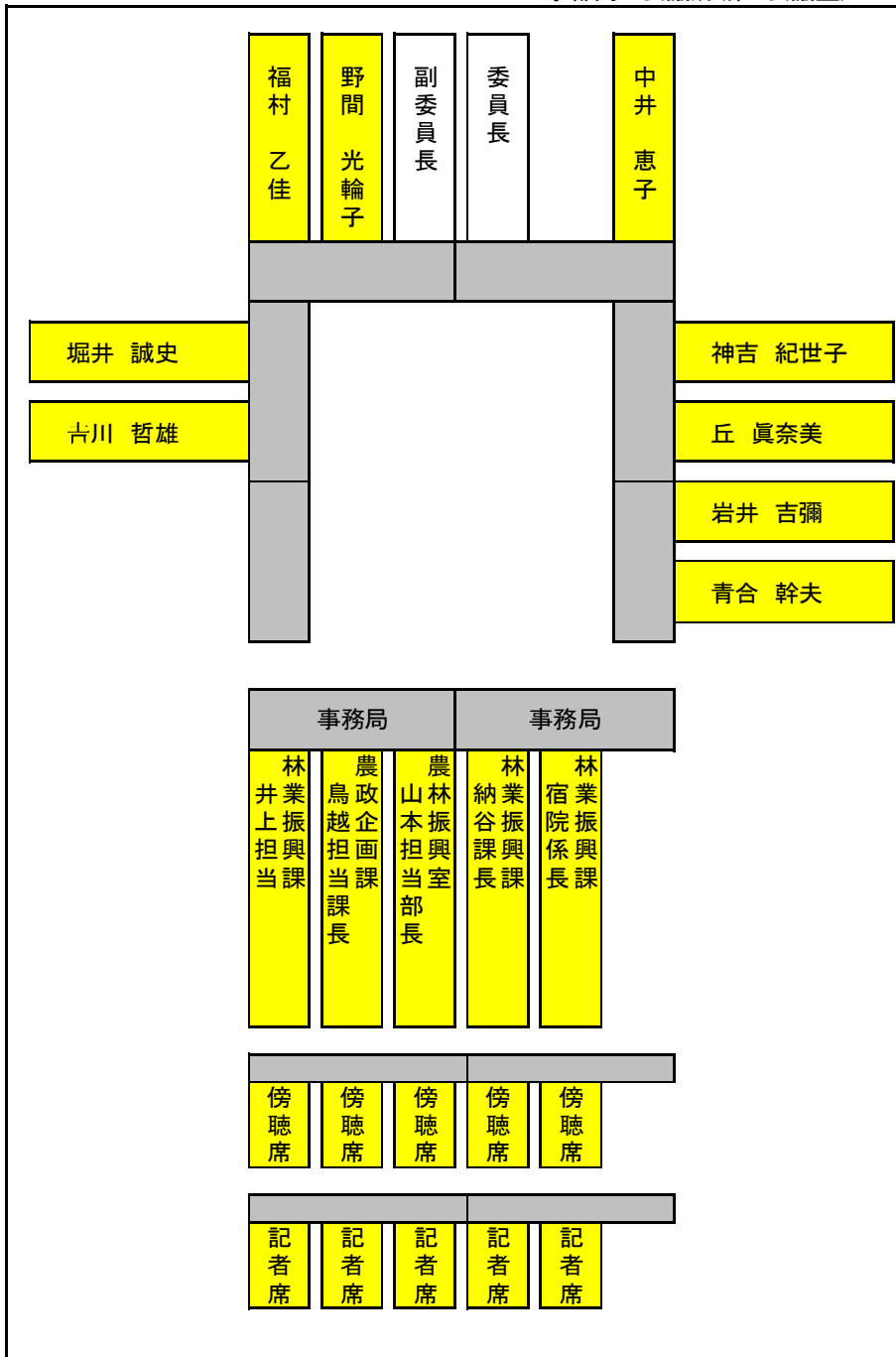
以上

## 資料一覧

- 次第
- 配席図
- 委員一覧
- 木の文化を具体化する推進委員会設置要綱
- 資料1 木の文化を具体化する取組の進ちよく状況について
- 資料2 地域産材ストック情報システムの検討状況について
- 資料3 今後の取り組み方（プラットフォーム）について
- 資料4 京の森づくり，山づくりについて
- 参考資料 京都市三山森林景観保全・再生ガイドライン（概要版）

第1回木の文化を具体化する推進委員会 配席図(敬称略)

京都商工会議所(第2会議室)



木の文化を具体化する推進委員会 委員名簿 (敬称略)

	氏名	職名等
1	青合 幹夫	京都府森林組合連合会 代表理事専務
2	乾 康之助	京都木材協同組合 理事長
3	岩井 吉彌	元京都大学大学院農学研究科 教授
4	丘 眞奈美	京都ジャーナリズム歴史文化研究所代表
5	神吉 紀世子	京都大学大学院工学研究科 教授
6	中井 恵子	株式会社ケイ建築事務所 代表取締役社長
7	野間 光輪子	日本ぐらし株式会社 代表取締役
8	福村 乙佳	工務店 勤務
9	堀井 誠史	京都府産木材認証制度運営協議会 会長
10	吉川 哲雄	京の山杣人工房上京区モデル工房「木輪舎」 代表
11	吉田 英治	京都市域産材供給協会 会長

以上 11名



## 木の文化を具体化する推進委員会設置要綱

平成22年7月20日制定

平成23年8月15日改正

### (設置)

第1条 京の木の文化という視点から、山づくり・まちづくりを進める計画を具体的に検討・推進するため、木の文化を具体化する推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (構成)

第2条 委員会は、委員12名以内をもって組織する。

- 委員は、学識経験を有する者、林業関係団体の長、市民活動団体、木材取扱業及び建築関係者等から、市長が選任する。
- 委員会に委員長及び副委員長を置く。
- 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により定める。
- 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故ある時は、その職務を代理する。

### (任期)

第3条 委員の任期は、選任された日から翌年3月31日までとする。

- 委員は、再任されることができる。

### (活動)

第4条 委員会は、次の各号に掲げる活動を行うものとする。

- 委員会と別に設置する検討委員会で作成された具体的検討案について検討すること。
- 市長から、京の森林づくり、地域林業及び森林・林業関連業界の活性化に係る諮問があったとき、答申案を検討すること。
- 市民への普及啓発等その他必要と思われる活動

### (会議)

第5条 委員会は、委員長が招集する。

- 委員長は、会議の議長となる。
- 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の陳述、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (事務局)

第6条 委員会の事務を処理するため、産業観光局農林振興室林業振興課に事務局を置く。

### (その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

## 附 則

### (施行期日)

- この要綱は、決定の日から施行する。

### (経過措置)

- 第5条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会は市長が招集する。

附 則

この要綱は、決定の日から施行する。